

1 制度的変遷

東京都の沿革	1
特別区の沿革	2
特別区の変遷	4
旧北多摩郡自治体変遷一覧	5
旧南多摩郡自治体変遷一覧	6
旧西多摩郡自治体変遷一覧	7
島しょ自治体変遷一覧	8

2 税財政

【財政状況】	
都道府県別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	9
区市町村別経常収支比率の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	10
【歳入】	
都道府県別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	11
東京都・大阪府・愛知県等の歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	12
東京都の法人二税の推移	13
区別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	14
市町村別歳入構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	15
都内特別区・市部・町村部等歳入構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	16
都内特別区・市部等市町村民税法人分の推移（1989年度を100とした場合）	17
区市町村別人口一人当たりの都支出金（都道府県費のみのもの）の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	18
【歳出】	
都道府県別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	19
東京都・大阪府・愛知県等の歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	20
都道府県別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	21
東京都・大阪府・愛知県等の歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	22
東京都・大阪府・愛知県等の義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	23
区別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	24
市町村別歳出目的別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	25
都内特別区・市部等歳出目的別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	26
都内特別区・市部等民生費の構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	27
区市町村別人口一人当たりの児童福祉費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	28
区市別人口一人当たりの生活保護費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	29
区別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	30
市町村別歳出性質別構成比の状況（平成20年度普通会計決算）	31
都内特別区・市部・町村部等歳出性質別構成比の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	32
都内特別区・市部・町村部等義務的経費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	33
区市町村別人口一人当たりの人件費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	34
区市町村別人口一人当たりの扶助費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	35
区市町村別人口一人当たりの普通建設事業費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	36
区市町村別人口一人当たりの維持補修費の推移（平成10・15・20年度普通会計決算）	37
【財政推計】	
東京都の生産年齢人口推計と住民税個人分（都民税・都内区市町村民税合算）の単純推計	38
東京都の生産年齢人口推計と都民税個人分及び都内区市町村民税個人分の単純推計	39

東京都の生産年齢人口と住民税個人分（都民税・都内区市町村民税合算）の推移（1989年～2007年）	40
東京都の65歳以上人口推計と老人福祉費（都・都内区市町村合算）の単純推計	41
東京都の65歳以上人口推計と都老人福祉費・都内区市町村老人福祉費の単純推計	42
東京都の65歳以上人口と老人福祉費（都・都内区市町村合算）の推移（1989年～2007年）	43
国民医療費の見通し	44
国民医療費、人口一人当たり国民医療費及び対国民所得比率の年次推移	45
【地方税】	
地方税の体系	46
地方税の税目の変遷	47
3 職員の状況	
都道府県別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	48
都内区市町村別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	49
指定都市別総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	50
都道府県別総職員数の推移（平成17年～21年）	51
都内区市町村別総職員数の推移（平成12年～21年）	52
都道府県別総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	53
都内区市町村別総職員数の推移（平成12年を100とした場合）	54
指定都市別総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	55
全国総職員数の推移（平成17年を100とした場合）	56
指定都市別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	57
都道府県別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	58
都内区市町村別人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	59
指定都市別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	60
区域別人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	61
区域別団体別人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	62
都道府県別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	63
区市町村別屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	64
指定都市別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	65
区域別屋間人口1,000人当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	66
区域別団体別屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	67
区域別団体別人口・屋間人口1,000人当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	68
都道府県別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	69
都内区市別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	70
指定都市別人口1,000人当たり総職員数と人口（平成21年4月1日現在）	71
都道府県別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	72
都内区市別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	73
指定都市別屋間人口1,000人当たり総職員数と屋間人口（平成21年4月1日現在）	74
都道府県別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	75
都内区市町村別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	76
指定都市別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	77
区域別面積1km ² 当たり総職員数の状況（平成21年4月1日現在）	78
都道府県別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	79
都内区市町村別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成21年4月1日現在）	80
指定都市別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	81

資料集目次

区域別歳出決算額1億円当たり職員数の状況（平成20年4月1日現在）	82	一部事務組合が処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	125
都道府県別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	83	事務の委託で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	126
都内区市町村別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	84	協議会で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	127
指定都市別部門別職員構成比（平成21年4月1日現在）	85	機関等の共同処理で処理する事務の種類別比率（平成20年7月1日現在）	128
都道府県別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	86	特別区における自治体間連携の主な例（法定外）	129
都内区市町村別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	87	多摩30市町村における法定外の広域連携	135
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数（平成21年4月1日現在）	88	区市町村別の住民の消防団への加入者数及び加入率	136
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：民生・清掃部門（平成21年4月1日現在）	89	大都市の消防団加入者数及び加入率の比較（平成21年4月時点）	137
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：民生部門（平成21年4月1日現在）	90	区市町村別の町会・自治会数	138
指定都市別人口1,000人当たり部門別職員数：清掃部門（平成21年4月1日現在）	91	東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況（平成20年度）	139
都内区部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	92	東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況の推移	140
都内市部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	93	東京都におけるNPO法人設立認可団体の活動分野（平成22年7月31日現在）	141
都内町村部部門別職員数の推移（平成19年～21年）	94	東京都における社会貢献活動団体等との協働事業実施状況（平成20年度）	142
東京都部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	95	平成21年度地方公共団体の行政改革事例（地域協働の推進）	143
都内区部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	96	都内区市町村における行政改革事例（地域協働の推進）	145
都内市部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	97	都内区市町村の認可地縁団体が行う活動事例（目的別）	146
都内町村部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	98	地縁団体の許可総数の推移（東京都）	147
指定都市部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	99	地方自治体の事務の範囲	148
都道府県部部門別職員数の推移（平成17年を100とした場合）	100	都と区市町村の役割分担の原則（地方自治法）	149
都内区市町村別職種別職員数の状況①（平成21年4月1日現在）	101	特別区と市町村の事務配分の現状	150
都内区市町村別職種別職員数の状況②（平成21年4月1日現在）	102	事務処理特例制度による移譲項目一覧	151
都内区市町村別生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数（平成20年）	103	諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要、諸外国の大都市制度の比較	155
都内区市町村別生保ワーカー担当数と被保護世帯数（平成20年）	104		
指定都市別生保担当ケースワーカー一人当たり被保護世帯数（平成20年）	105		
指定都市別生保ワーカー担当数と被保護世帯数（平成20年）	106		
都道府県別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	107		
都内区市町村別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	108		
指定都市別年齢別職員構成比（平成21年4月1日現在）	109		
都内区市町村別ラスパイル指数の状況（平成21年）	110		
都道府県別ラスパイル指数の推移（平成18年～21年）	111		
指定都市別ラスパイル指数の推移（平成18年～21年）	112		
全国ラスパイル指数の推移（平成17年～21年）	113		
指定管理者制度の導入施設数①（東京都、近隣の県・政令指定都市等）	114		
指定管理者制度の導入施設数②（都内区市町村）	115		
民間委託の実施状況（事務事業の委託実施団体比率）①－東京都、全都道府県－	116		
民間委託の実施状況（事務事業の委託実施団体比率）②－特別区、都内市町村、全市区町村、政令指定都市－	117		
4 行政体制			
都道府県別の地方公共団体の事務の共同処理の方式（平成20年7月1日現在）	118		
都道府県別の地方公共団体間の事務の共同処理の方式別内訳	119		
地方公共団体間の事務の共同処理の方式別設置件数の推移（平成14年～平成20年）	120		
全国の市町村数・協議会設置数・一部事務組合設置数の推移（平成14年～平成20年）	121		
区市町村別事務別の一部事務組合、広域連合の加入状況一覧	122		
一部事務組合一覧	123		
区市町村別の一部事務組合の事務の種類別内訳	124		

東京都の沿革

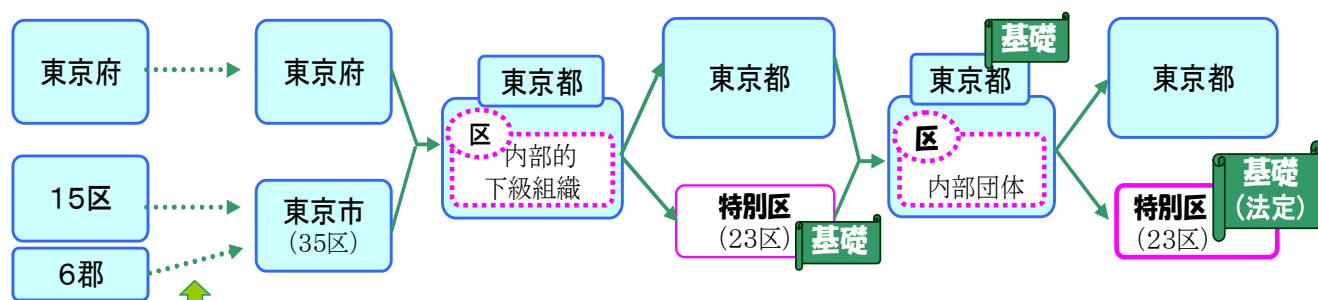
西暦	年号	月	主なできごと
明治 1868～1912			
1868	慶応4	7	江戸を東京と改称
		8	東京府開庁
1869	明治2	2	太政官東京遷移布告（事実上の遷都を決定）
1871	4	11	廃藩置県により旧東京府を廃止し、東京府を更置
1878	11	2	伊豆七島、静岡県より東京府へ移管
1878	11	11	郡区町村編成法により東京府を15区6郡に改編
1880	13	10	小笠原諸島、内務省より東京府へ移管
1888	21	4	市制、町村制公布（明治22年4月1日施行）
1889	22	5	東京市誕生（従来の15区の範囲）
1893	26	4	三多摩地域、神奈川県より東京府に移管
1896	29	4	東多摩郡と南豊島郡が合併し豊多摩郡となる。東京府は5郡になる。
1898	31	10	市制特例廃止、東京市が一般市となる。（後にこの日を「自治記念日」と定める。現在は「都民の日」）
大正 1912～1926			
1920	9	10	初の国勢調査実施（国5596万人、東京府369万人）
昭和 1926～1989			
1932	7	10	東京市、隣接5郡82町村を合併し35区となる。 人口497万人、世界第2位の都市となる。
1943	18	7	東京都制実施
1946	21	9	第1次地方制度改革。区長公選となる。
1947	22	3	22区制実施（8月に練馬区が独立し23区）
		5	日本国憲法、地方自治法施行
1952	27	9	地方自治法改正（区長公選廃止）
		10	「都民の日」施行
1962	37	2	都の人口1000万人を突破
1968	43	6	小笠原諸島返還
1975	50	4	地方自治法改正（区長公選）
1986	61	2	「都区制度改革の基本的方向」をまとめる。
平成 1989～			
1990	2	9	地方制度調査会「都区制度改革に関する答申」をまとめる。
1991	3	11	羽村町が27番目の市として羽村市となる。（23区27市6町8村）
1995	7	9	秋川市・五日市町が合併し「あきる野市」となる。（23区27市5町8村）
2001	13	1	田無市と保谷市が合併し西東京市となる。（23区26市5町8村）

特別区の沿革

<p>明治11年 7月 (1878)</p>	<p>「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」(三新法)が公布 東京府に15区6郡を置く(当時の東京府は、ほぼ現在の特別区の区域)</p>	<p><15区> 麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川 (現在の千代田・中央・港・文京・台東の各区と新宿・墨田・江東区の各一部)</p>
<p>明治12年 1月 (1879)</p>	<p>東京府は、15区会規則を布達 ・その区限りの経費をもって支弁すべき事業の企画、廃止、拡張、縮小及び区限りの予算を作成、施行し、課税の方法を議定 ・区会議員の選挙権は満20歳以上の男子で、区内に居住し、地租を納める者</p>	
<p>明治13年 4月 (1880)</p>	<p>区町村会法発布(太政官布告) 区は特別の財産を所有し自己の費用で造営物を経営し、区限りの予算を定む</p>	
<p>明治21年 4月 (1888)</p>	<p>「市制及町村制」の公布</p>	
<p>明治22年 5月 (1889)</p>	<p>15区の区域に東京市が誕生 「市制特例」の適用を受けて、市長、助役は府知事、府書記官が兼任するなどの形式上の「自治」に留まる</p>	
	<p>7月 東京市区会条例公布(東京市条例第1号) 区会は、財産及び造営物に関する事件を議決</p>	
<p>明治31年 (1898)</p>	<p>「市制特例」の廃止 東京市が「市」としての独立を達成 ・従来の区を存続させ、区は財産及び造営物に関する事務、その他法律命令により区に属する事務を処理 ・区会は、法律命令の範囲内で、財産及び造営物に関する事務、その他区に属する事務を議決</p>	
<p>明治44年 4月 (1913)</p>	<p>「市制」「町村制」の制定—「市制町村制」を全文改正 <市制第6条> 勅令ヲ以テ指定スル市ノ区ハ之ヲ法人トス ・勅令により東京・京都・大阪市が指定される</p>	
<p>大正11年 4月 (1922)</p>	<p>東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告 現在の特別区の区域を対象</p>	
<p>昭和7年 10月 (1932)</p>	<p>隣接する5郡82町村を東京市に編入し、20区を新設 35区となり、ほぼ現在の23区にあたる「大東京市」発足</p>	<p><新たな20区> 品川・目黒・荏原・大森・蒲田・世田谷・渋谷・淀橋・中野・杉並・豊島・滝野川・荒川・王子・板橋・足立・城東・向島・葛飾・江戸川</p>
<p>昭和18年 7月 (1943)</p>	<p>「東京都制」が施行され東京都が誕生 東京府と東京市を廃止—35区と都内市町村は東京都の内部的下級組織 区会を必置機関とし、その議決権は列挙</p>	
<p>昭和22年 3月 (1947)</p>	<p>人口10万～30万人を基準に35区を22区に再編</p>	
	<p>5月 日本国憲法、地方自治法の施行 「特別区」となる ・原則として市と同一の権能 ・基礎自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・区長は公選 ・事務の多くは都に留保</p>	<p>S22.3.17 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説明 ○鈴木俊一政府委員(内務省行政課長) 都内の区なり市町村と云うものは、やはり是が基礎的な団体であつて、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県と同じものであるという風に規定して居るのであります。</p>
	<p>8月 練馬区が板橋区から独立し23区となる</p>	
<p>昭和27年 8月 (1952)</p>	<p>自治法の改正(S27.9.1施行) 区長公選制廃止など自治権が大幅に制限 ・都の内部団体に位置づけ ・区長公選制廃止(都知事の同意を得て区議会が選任) ・事務が制限列挙(それ以外の事務は都)</p>	<p>S27.6.18 第13回国会参議院地方行政委員会 ○岡野清豪国務大臣 地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体として発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑みまして、都道府縣市町村とはその性格が異なっておりますので、今回改正を加えまして、憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案いたしましたものであります。従いまして、区長公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと存じます。以上の見解は…政府の統一解釈として申し上げる次第であります。</p>

<p>昭和39年 7月 (1964)</p>	<p>自治法の改正(S40.4.1施行) 事務権能強化 ・福祉事務所等列举項目が10から21に増(一部は概括例示へ) ・地方税法上の課税権を獲得する ・ごみの収集・運搬は特別区の事務(別に定める日まで都が処理)</p>	<p>S39.1.31 第46回国会衆議院地方行政委員会 ○早川自治大臣 …都は、…一つの経営体としての円滑かつ能率的な経営が期せられなくなり、首都として、また大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている…このような都行政の現状を改善するため、…都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行おうとするものであります。 ◇大臣答弁資料(「改正地方制度資料第16部」自治省編) 今後においても、特別区の存する区域において、都が基礎的地方公共団体として、大都市行政の一体性を保つとともに、特別区は制限自治体として住民に身近な事務を実情に即して処理するものであって、今回の改正により都及び特別区の性格に変更を生ずるものではない。</p>
<p>昭和49年 6月 (1974)</p>	<p>自治法の改正(S50.4.1施行) 区長公選の復活、事務処理は原則として市並み ・都が処理すべき事務(消防・水道等)を除く「市」の事務、保健所設置市の事務等を移管 ・都配属職員制度の廃止</p>	<p>S49.5.16 第72回国会衆議院地方行政委員会 ○林忠雄政府委員(自治省行政局長) 今回の改正によりまして、特別区は区長の公選制も採用する、事務も原則として一般の市並みに近づけるというような意味からいえば、特別区の自治体として独立性を強める方向であることはまさに間違いございませんが、しかし政府といたしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わるといふ、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体になるとは考えておりません。 ○同政府委員 (特別区は)今回相当独立性を強めたが、これがまたばらばらになって、大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるといふことになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、…これは一つの試みと考えざるを得ないので…</p>
<p>平成10年 5月 (1998)</p>	<p>自治法の改正(H12.4.1施行) 特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけ ・都区の事務配分の原則の法定化 ・特別区の内部団体性の払拭(区長委任条項の廃止、都による区事務の調整条例制定権の廃止、都発議による特別区の廃置分合・境界変更手続きの廃止 など) ・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管 ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化</p>	<p>H10.4.7 第142回国会衆議院地方行政委員会 ○上杉自治大臣 …今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置付けられ、市町村と同じような扱いを受ける、…都の内部団体としての性格が払拭されたわけでございます。また、大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、…昭和22年の制度改正の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておるところでございます。</p>

明治11年 1878年 (区の誕生) 昭和7年 1932年 (隣接郡町村編入) 昭和18年 1943年 (戦時体制) 昭和22年 1947年 (戦後の民主化) 昭和27年 1952年 (戦後復興優先) 平成12年 2000年 (地方分権)
【郡区町村編制法】 …… **【大東京市発足】** **【東京都制施行】** **【地方自治法制定】** **【改正自治法施行】** **【改正自治法施行】**



(注) 明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、上段の表をご参照ください。

特別区の変遷

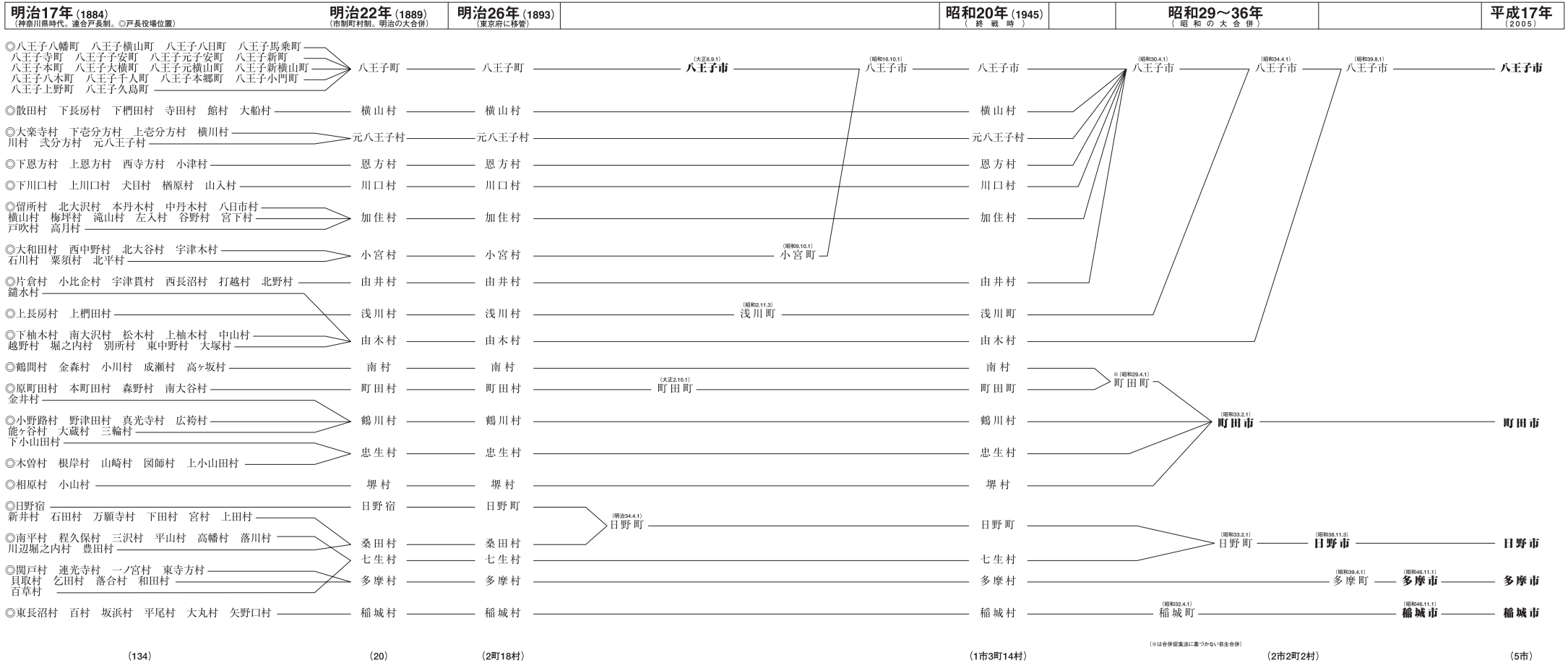
明治11年11月2日	明治22年5月1日	昭和7年10月1日	昭和18年7月1日	昭和22年3月15日	昭和22年8月1日	
(15区) 区の名称決定 「郡区町村編制法」により、 ・いわゆる「大区小区制」を廃止 ・東京府内に15区及び6郡を設置 ・初めて名称を決定	(15区) 東京市設置 「市制町村制」(法)により ・東京市誕生(15区区域) ・6郡には町村制施行(→明治29年には合併して6郡から5郡に) ・区は法人格を持つ	(35区) 東京市域拡大 5郡(82町村)を東京市へ編入し、新たに20区とし、東京市を拡大	(35区) 東京都制施行 「東京都制」(法)により、東京府と東京市を廃止	(22区) 35区から22区へ再編(整理統合)	(23区) 練馬区が板橋区から分立	
朱 引 内	① 麹町区				千代田区	
	② 神田区					
	③ 日本橋区				中央区	
	④ 京橋区					
	⑤ 芝区				港区	
	⑥ 麻布区					
	⑦ 赤坂区					
	⑧ 四谷区				新宿区	
	⑨ 牛込区					
南豊島郡		豊多摩郡(合併・M29～) (大久保町、戸塚町、落合町、淀橋町)		⑧ 淀橋区		
朱 引 内	⑩ 小石川区				文京区	
	⑪ 本郷区					
	⑫ 下谷区				台東区	
	⑬ 浅草区					
⑭ 本所区				墨田区		
南葛飾郡		(吾嬬町、隅田町、寺島町)			⑦ 向島区	
朱 引 内	⑮ 深川区				江東区	
	南葛飾郡		(亀戸町、大島町、砂町)			⑩ 城東区
	荏原郡		(品川町、大崎町、大井町)		① 品川区	
			(荏原町)		③ 荏原区	
			(目黒町、碑倉町)		② 目黒区	
			(馬込町、東調布町、池上町、入新井町、大森町)		④ 大森区	
	(矢口町、蒲田町、六郷町、羽田町)		⑤ 蒲田区			
	(世田ヶ谷町、松沢村、玉川村、駒沢町)		⑥ 世田谷区			
	南豊島郡		(渋谷町、代々幡町、千駄ヶ谷町)		⑦ 渋谷区	
	東多摩郡		豊多摩郡(合併・M29～) (中野町、野方町)		⑨ 中野区	
北豊島郡		(和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町)		⑩ 杉並区		
		(巢鴨町、西巢鴨町、高田町、長崎町)		⑪ 豊島区		
		(滝野川町)		⑫ 滝野川区		北区
		(王子町、岩淵町)		⑭ 王子区		
		(南千住町、三河島町、尾久町、日暮里町)		⑬ 荒川区		
(志村、板橋町、上板橋村、赤塚村)		(中新井村、練馬町、上練馬村、石神井村、大泉村)		⑮ 板橋区		
南足立郡		(千住町、西新井町、江北村、舎人村、梅島町、綾瀬村、東瀬江村、花畑村、淵江村、伊興村)		⑯ 足立区		
南葛飾郡		(金町、水元村、新宿町、奥戸町、本田町、亀青村、南綾瀬町)		⑰ 葛飾区		
南葛飾郡		(小松川町、松江町、葛西村、瑞江村、鹿本村、篠崎村、小岩町)		⑱ 江戸川区		
		<東京府の拡大> (1) 現特別区の区域 ① 明治24年に北足立郡(埼玉県)大泉村が北豊島郡へ移管 ② 大正15年に北足立郡(埼玉県)浮間村が北豊島郡へ移管 (2) 現多摩地域 ① 明治26年に西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡(併せては現在の多摩地域)が神奈川県から東京府へ移管 ② 明治40年に北足立郡(埼玉県)保谷村が北多摩郡へ移管		<特別区の区域の拡大> 昭和11年に北多摩郡の砧村と千歳村が世田谷区へ編入され、現在の区域が確定		

注1) アミカケは、現在の特別区の区域で、旧15区以外の地域
 注2) 「朱引内」は、明治2年の朱引内とほぼ同じ区域
 注3) 東京府は、慶応4年(1868年)7月17日に設置されている。

旧北多摩郡自治体変遷一覧 (順不同)

明治17年 (1884) <small>(神奈川県時代。適合戸長制。○戸長役場位置)</small>	明治22年 (1889) <small>(市制町村制。明治の大合併)</small>	明治26年 (1893) <small>(東京府に移管)</small>	昭和20年 (1945) <small>(終戦時)</small>	昭和29~36年 <small>(昭和の大合併)</small>	平成17年 (2005)
○中神村 福島村 築地村 郷地村 大神村 宮沢村 上川原村 田中村 拝島村 立川村	大神村 外 八ヶ村組合村	大神村 外 八ヶ村組合村	中神村 外 七ヶ村組合村 拝島村	昭和町 昭和町 昭和町 立川市 立川市 立川市 立川市	昭島市 立川市 立川市 立川市
○砂川村	立川村	立川村	立川町	立川市	立川市
○関前村 境村 西窪村 吉祥寺村	武蔵野村	武蔵野村	武蔵野町	武蔵野市	武蔵野市
○谷保村 青柳村 本宿村 中河原村 四ヶ谷村	谷保村 西府村	谷保村 西府村	谷保村 西府村	国立町	国立市
○府中駅	府中駅	府中町	府中町	府中市	府中市
○上染屋村 是政村 小田分村 常久村 下染屋村 車返村 押立村 飛田給村	多磨村	多磨村	多磨村	多磨村	多磨村
○小金井村 貫井村 小金井新田 梶野新田 関野新田 拾ヶ新田 人見村	小金井村	小金井村	小金井町	小金井市	小金井市
○布田小高分 上石原宿 下石原宿 上布田宿 下布田宿 国領宿 上ヶ給村	調布町	調布町	調布町	調布市	調布市
○深大寺村 佐須村 柴崎村 入間村 下仙川村 金子村 大沢村 野崎村 給田村	神代村	神代村	神代村	神代町	調布市
○下連雀村 牟礼村 北野村 中仙川村 新川村 上連雀村 井口新田	三鷹村	三鷹村	三鷹町	三鷹市	三鷹市
○和泉村 岩戸村 駒井村 猪方村 覚東村 小足立村 大町村	狛江村	狛江村	狛江村	狛江町	狛江市
○小川新田 小川村 鈴木新田 廻り田新田 野中新田与右衛門組 野中新田善左衛門組 大沼新田	小平村	小平村	小平町	小平市	小平市
○戸倉新田 恋ヶ窪村 国分寺村 本多新田 内藤新田 榎戸新田 中藤新田 上谷保新田 平兵衛新田 野中新田六左衛門組	国分寺村	国分寺村	国分寺町	国分寺市	国分寺市
○田無町	田無町	田無町	田無町	田無市	西東京市
○野口村 大岱村 久米川村 回田村	東村山村	東村山村	東村山町	東村山市	東村山市
○中清戸村 上清戸村 下清戸村 清戸下宿 中里村 野塩村 南秋津村	清瀬村	清瀬村	清瀬村	清瀬町	清瀬市
○高木村 清水村 狭山村 奈良橋村 蔵敷村 手窪村	高木村 外 五ヶ村組合村	高木村 外 五ヶ村組合村	大和村	大和町	東大和市
○前沢村 栗原新田 南沢村 神山村 落合村 小山村 門前村 柳窪新田 柳窪村 下里村	久留米村	久留米村	久留米村	久留米町	東久留米市
○横田村 中藤村 三ツ木村 岸村	横田村 外 三ヶ村組合村	中藤村 外 三ヶ村組合村	村山村	村山町	武蔵村山市
○大蔵村 喜多見村 宇奈根村 鎌田村 岡本村	砧村	砧村	砧村	砧村	世田谷区に編入
○烏山村 回沢村 上祖師ヶ谷村 下祖師ヶ谷村 船橋村 八幡山村 (127)	千歳村	千歳村	千歳村	千歳村	世田谷区に編入
	(31)	(3町17村3組合村)	(1市11町11村)	(7市12町)	(17市)

旧南多摩郡自治体変遷一覽 (順不同)



(◎は各併任連法に基づかない自主合併)